

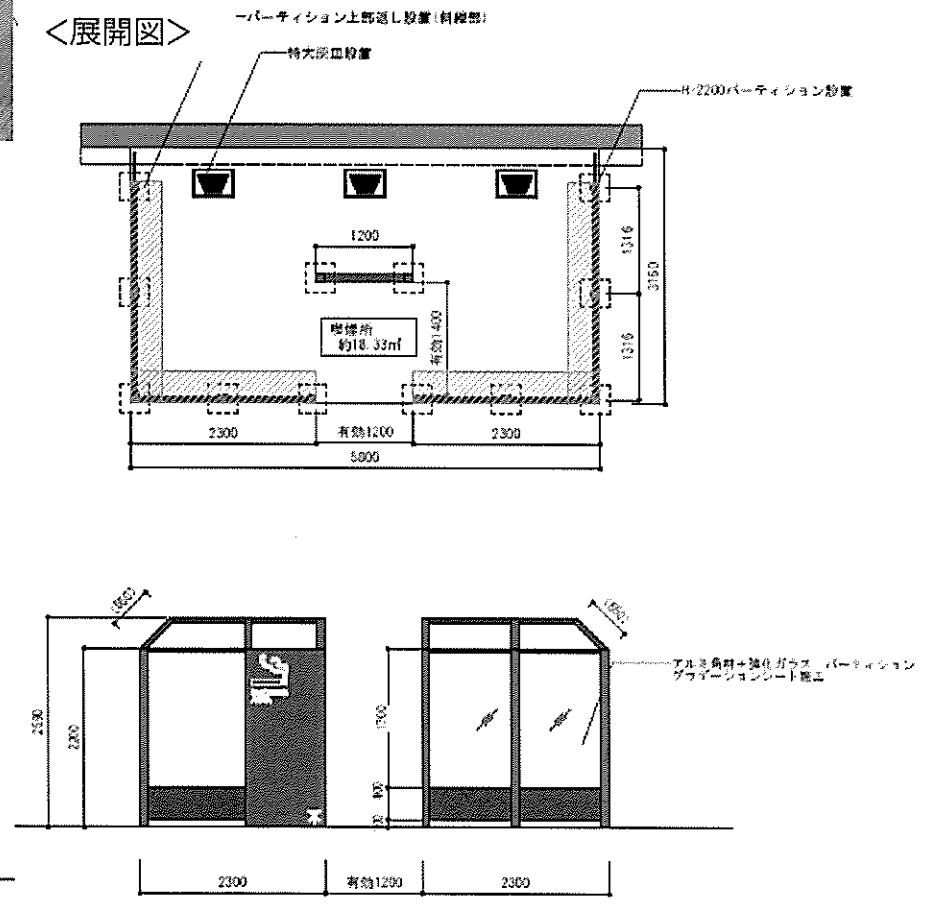
## ④京橋公園 - 2 <18.3m<sup>2</sup>>



<イメージ図>



<展開図>

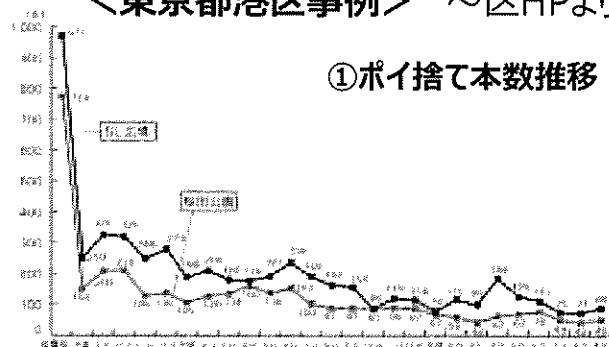


### 3. その他

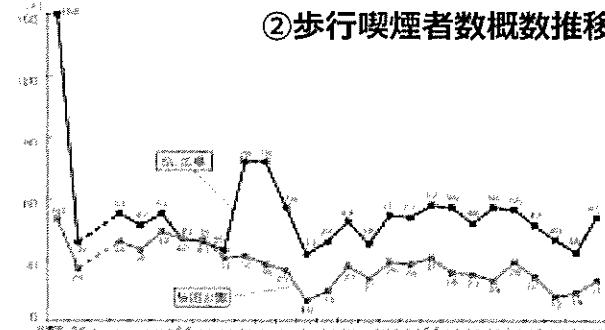
# 1) 喫煙所の設置効果について(東京都港区)

〈東京都港区事例〉～区HPより～

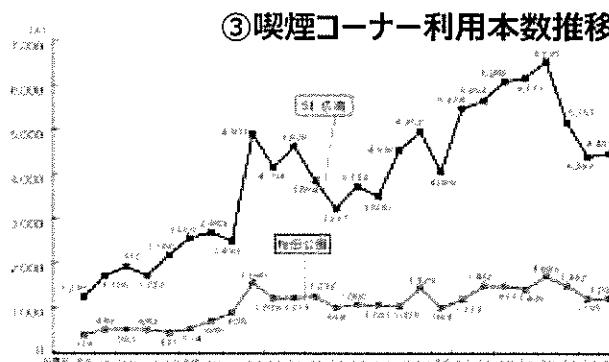
①ポイ捨て本数推移



②歩行喫煙者数概数推移



③喫煙コーナー利用本数推移



指定喫煙コーナー設置前後の比較調査  
①ポイ捨て本数 → 約90%減少  
②歩行喫煙者数 → 約70%減少  
※上記に伴い、喫煙コーナーの利用状況は増加

〈渋谷区事例〉～05年4月2日 毎日新聞より～

「あの街この町：恵比寿・原宿も分煙——渋谷区／東京（Yahoo!ニュース）」[たばこニュース](#)

区は1日、JR恵比寿、原宿両駅周辺を分煙ルール重点地区に指定し、計6カ所の喫煙所を設置した=写真。区は「歩行喫煙しない」「決められた場所で吸う」といった分煙ルールを03年8月に定め、昨年4月に渋谷駅周辺を初の重点地区に指定。

計15カ所の喫煙所を設けた結果、駅周辺は今年2月の調査で、たばこのポイ捨てが85%減少したという。

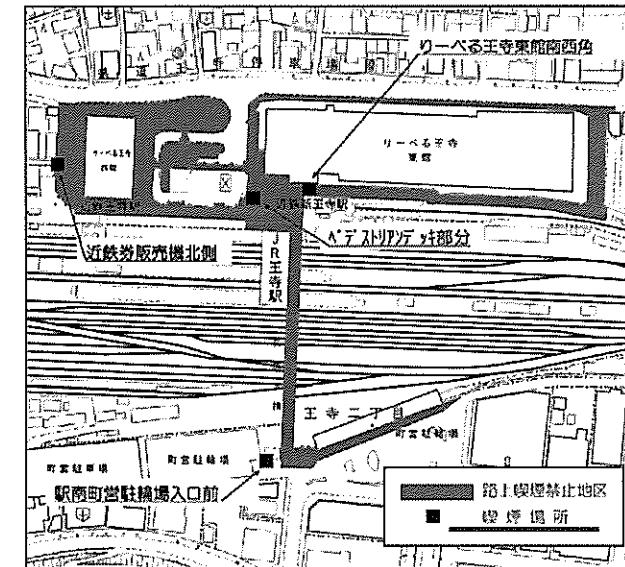
恵比寿駅西口の喫煙所でたばこを吸っていた新宿区の会社員（35）は「どうしても外で吸いたい時があるが、喫煙所があれば、周りの人々に危なくないといい」と話した。4月2日朝刊（毎日新聞）



## 2) 喫煙所の設置効果について (奈良県王寺町)

王寺町では、喫煙マナーの向上や喫煙者と非喫煙者が共存できる安全で快適な歩行空間の確保を実現するため「王寺町路上喫煙の防止に関する条例」を制定し、平成26年7月1日よりJR王寺駅周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定します。

URL : 王寺町website  
<http://www.town.oji.nara.jp/topix/kinnen.pdf>



### ごみ減り駅前美しく - 王寺町の路上喫煙防止条例施行

2014年7月20日 奈良新聞



駅前広場に掲示された啓発看板=11日、王寺町久度

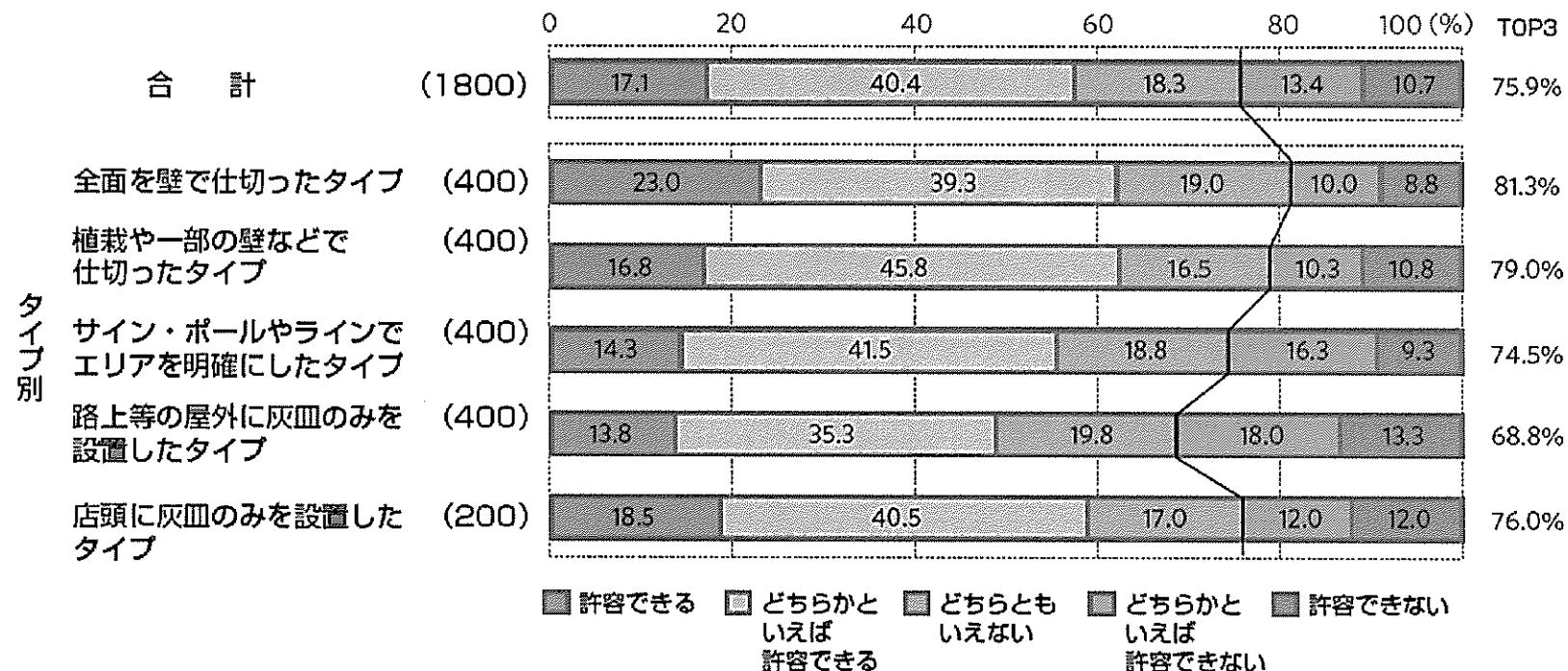
王寺町は観光客も多く訪れる王寺駅前を「美しいおもてなし空間にしよう」と、JR王寺駅と南側ロータリーを結ぶ久度大橋のリニューアルにあわせ、町路上喫煙防止条例を町議会の3月定例会で可決、王寺駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定した。今月1日に施行したところ、吸い殻以外のごみも減り、効果が表れている。

路上喫煙禁止地区は王寺駅周辺。禁止地区でも、灰皿のある喫煙場所ではたばこを吸うことができる。違反しても罰則規定はない。禁止地区外でも、路上喫煙をしない努力義務が町内全域で課せられている…

### 3) 屋外喫煙所の許容度に関するアンケート結果

普段よく見かける喫煙所がある非喫煙者に対して、その喫煙所の許容度を聞いたところ、許容できないと答えた非喫煙者は少なく、屋外喫煙所の許容度は比較的高い。タイプ別に見ても、差はあるものの、全体的に高い数値と言えます。

Q：あなたにとって、「屋外喫煙所があることは、どの程度許容できますか。  
(よく見かける喫煙所がある非喫煙者)

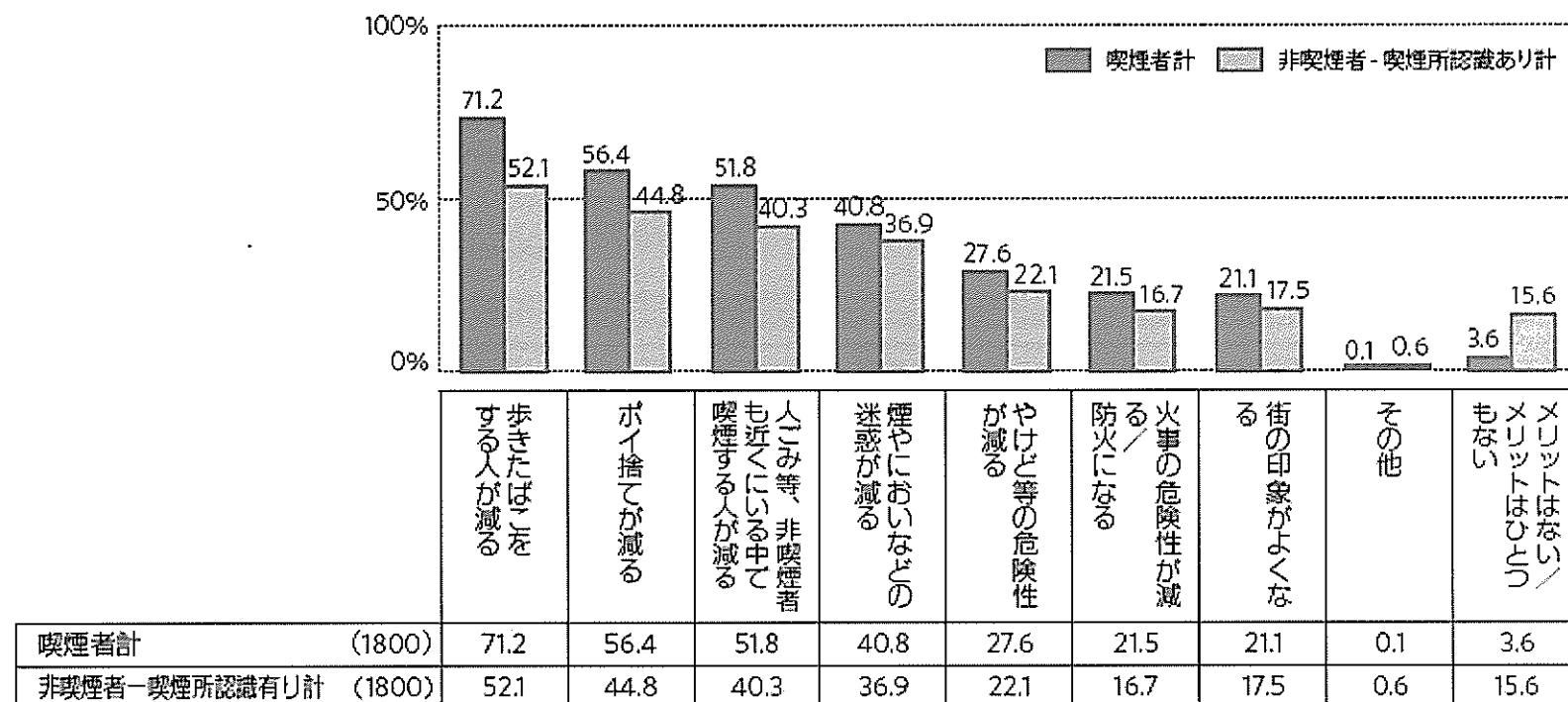


(株)マーケティング・センター調べ (2013年)

## 4) 屋外喫煙所の効果に関するアンケート結果

屋外喫煙所が設置されていることのメリットとしては、「歩きたばこをする人が減る」という回答が最も多く、ついで「ポイ捨てが減る」となっており、喫煙者・非喫煙者共に屋外喫煙所設置のメリットを認識していただいている。

Q：屋外喫煙所が設置されていることの効果として、以下の中であてはまると思うものをお選びください。ご自身にとってだけでなく、非喫煙者（喫煙者）や街全体をイメージしてお答えください。



(株) マーケティング・センター調べ (2013年)

# 5)たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）

## 第八条 たばこの煙にさらされることからの保護

- ◆ 1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。
- ◆ 2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

※ F C T Cには、屋外喫煙所に関する記載はありません。

### （留意点）

FCTC（たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約）は、たばこに関する国際的な規制の枠組みを示したものであって、すべての条項について締約国に対して具体的な措置を義務付けているものではありません。

受動喫煙に関する条項（第八条）については、第二回締約国会議（2007年6月30日～7月6日）において、指針（ガイドライン）が策定されました。指針（ガイドライン）には、法的拘束力がなく、具体的な国内措置については、各締約国の判断に委ねられます。

# 6)WHOにおける屋外喫煙所に関する考え方

「A Guide to Tobacco Free Mega Event」(WHO 2010年) より抜粋  
(訳:日本禁煙学会 松崎道幸理事)

会場のスモークフリー化に例外はない。屋外に特別の喫煙区域を設定する場合は、歩行道路、出入り口、窓、換気孔、人々の集まる区域から少なくとも10メートル以上離れた目立たない場所にすること。他の人々の喫煙刺激とならないようできるだけ人目に触れないようにすること。特別の喫煙区域を設定する場合は、そのことを方針に明記し、イベント観戦区域から十分に離すこと。またこの喫煙区域においてイベントの放送を行わないこと。タバコ煙の拡散と希釈を妨げる屋根や壁を設置しないこと。利用し易さと快適さのバランスを考慮すること。つまり、休息や交流に適した施設にならないようにする必要があるが、喫煙者が煙くて使えないような状態にもしないこと。喫煙区域の数と面積は、利用者数と会場の面積を勘案して、最小限に抑えること。喫煙区域には、タバコの害に関する警告表示と禁煙サポートに関する情報を掲示すること。

「DESIGNATED SMOKING AREAこの場所のみで喫煙可能。この場所の外は禁煙区域。本施設はスモークフリー方針を採用。違反には罰則あり。」と表示すること。一般市民の手本を示す役割を持つこの施設のスタッフ、イベントのスタッフ、ボランティア、参加者、役員は、そうであることを示す制服やユニフォームあるいはバッジをつけたまま公衆の面前で喫煙してはいけない。喫煙する場合、公衆から見えない屋外の離れた喫煙区域で行うこと。VIP用の喫煙区域にも同様の制限を課す。いかなる理由があろうとも、屋内での喫煙は禁止される。

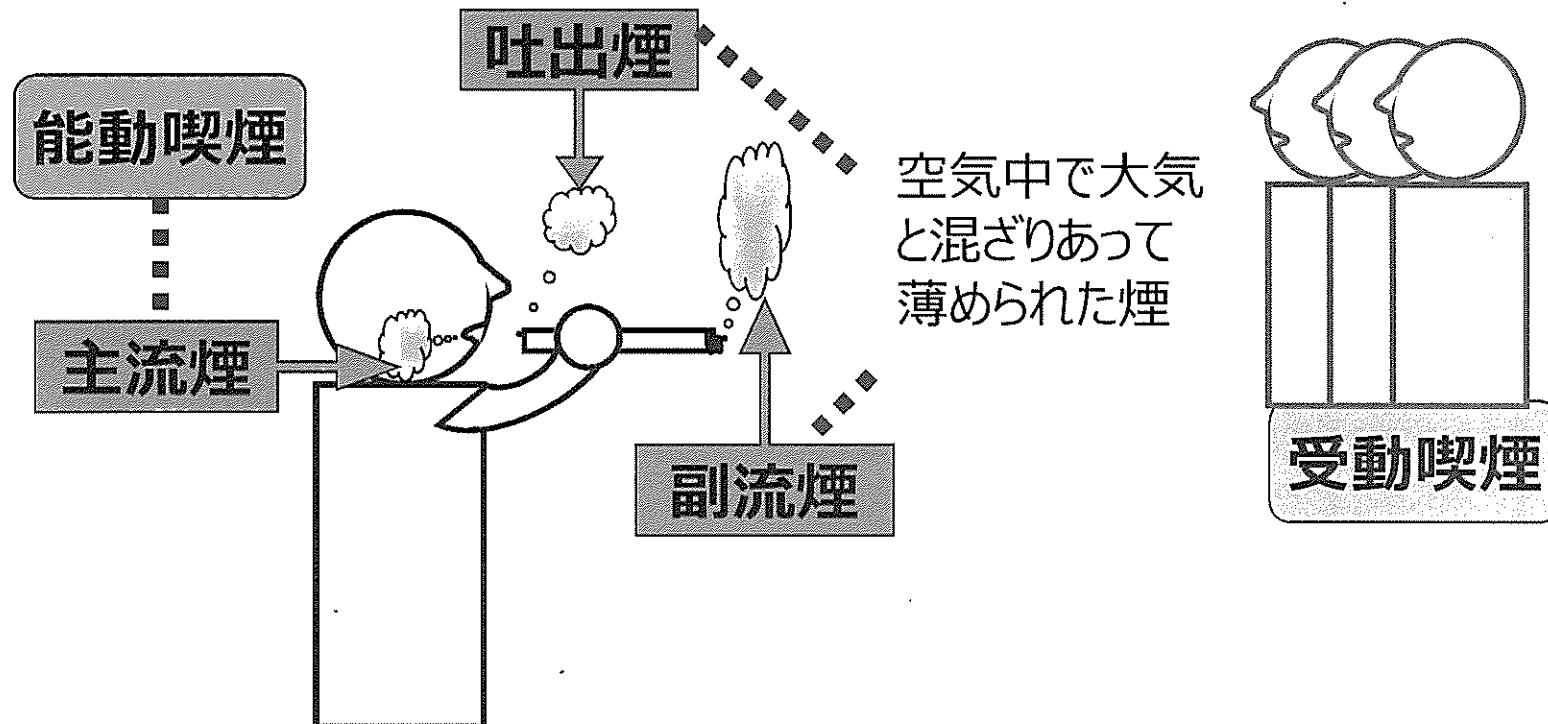
URL:日本禁煙学会website [http://www.nosmoke55.jp/action/megaevent\\_jp.pdf](http://www.nosmoke55.jp/action/megaevent_jp.pdf)

## 7) 健康増進法について

- 屋内の分煙に関する法的な根拠としまして、2003年5月に施行された「健康増進法第25条」におきまして、以下のとおり規定されています。
  - 第二節 受動喫煙の防止
  - 第二十五条
  - 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 「健康増進法」は、屋内全面禁煙を義務付けたものではありません。また、2010年に健康増進法の趣旨を都道府県等に発出した「受動喫煙防止対策について（厚生労働省健康局長通知）」では、「今後の基本的な方向性として全面禁煙であるべき」としつつ、全面禁煙が困難である場合の措置として「分煙」や「表示」を例示しています。
- なお、屋外の喫煙所に関しては、「健康増進法」には記載はありません。

## 8) 受動喫煙とは？

- 環境中たばこ煙とは、喫煙者が吸い込んだ煙（主流煙）の吐出煙と、たばこの先から立ちのぼる煙（副流煙）が空気中で混ざりあって、希釈されたものです。
- このような環境中たばこ煙を周囲の人が吸い込むことが「受動喫煙」と言われます。
- 環境中たばこ煙は空気中で急速に拡散して薄められるため、周囲の方の吸い込む煙の量は喫煙者が吸い込む煙（主流煙）に比べると非常に僅かな量になります。



# 9)受動喫煙による健康影響

## 【急性影響】

気密性が高い室内においては、環境中のたばこ煙によって、眼、鼻、喉の刺激や不快感などの症状が発生することがあります。

## 【慢性影響】

子供の受動喫煙が呼吸器系疾患や症状の悪化、例えば喘息発作の誘因となることが多くの疫学研究により報告されています。

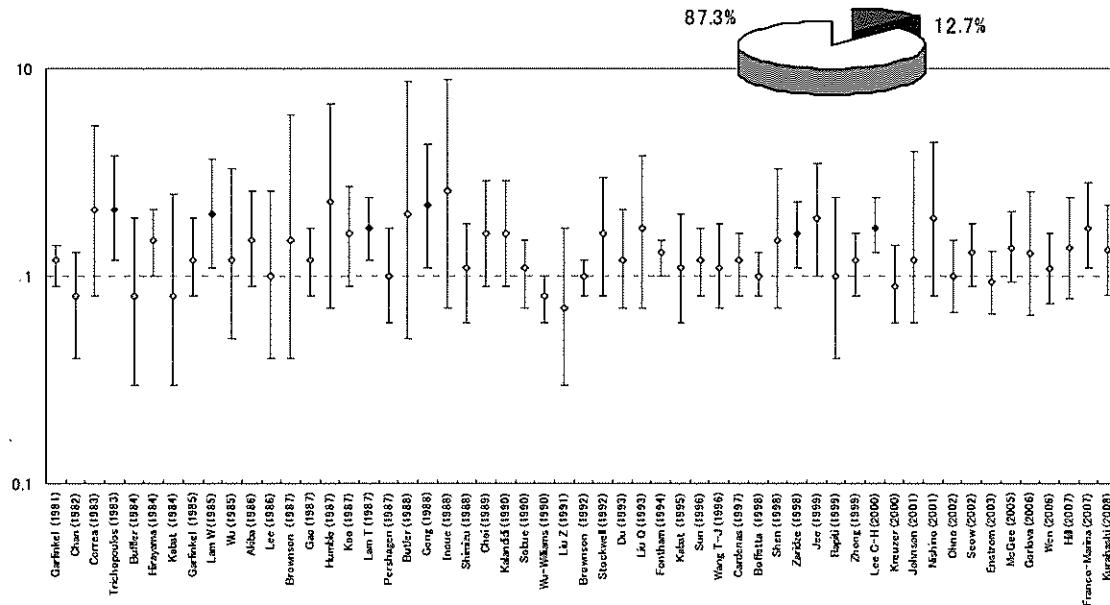
しかし、肺がんなどの慢性疾患については、受動喫煙によって「リスクが上昇する」という報告もありますが多くは「上昇するとは言えない」という報告であり、一貫していません。

※「能動喫煙」と「受動喫煙」についてはスタンスが全く異なります。

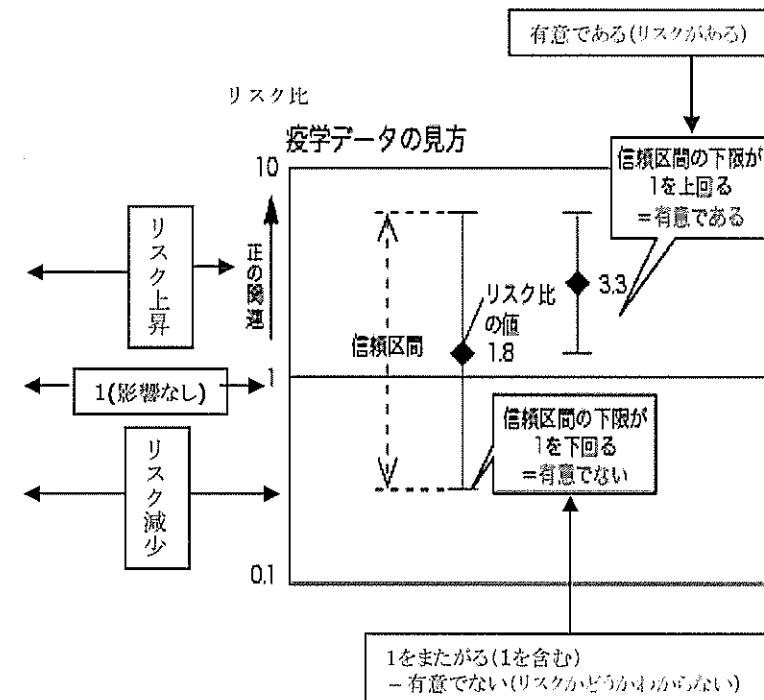
# 10) 受動喫煙による健康影響 (2)

【夫から受動喫煙を受ける妻（非喫煙者）の肺がんリスクに関する研究調査報告（全55報）】

- 受動喫煙の影響が統計的誤差を超えて認められた論文
- 受動喫煙の影響が統計的誤差の範囲に含まれた論文



WHOの付属機関である国際がん研究機関(IARC)が受動喫煙についての評価を行うにあたって採用した46報の疫学研究結果に最近の9報を加えた55の研究調査報告の内、48報（87.3%）は統計的誤差の範囲となっており、一貫した結果となっておりません。



疫学において、ある要因と病気のあいだに統計的に有意な関連があるかどうかは、その調査結果で得られたリスク比の値の信頼区間が1をまたがっているかどうかで判断されます。

信頼区間とは、いいかえれば統計的な誤差の範囲で、それが「1」をまたがる（含む）ということは、もう一度同じ調査をした場合にはリスクが「1」を下回る結果が得られる可能性もあるため、「統計的に有意でない（リスクとなるかどうかわからない）」と判断されます。

# 11)屋外での受動喫煙による健康影響

- ◆ 屋外において、混雜した中の喫煙は、たばこの煙やにおいを好まない周囲の方々に対し、迷惑となる可能性や、たばこの火が周囲の方々にとって危険となることもあります。
- ◆ そのため、吸われる方に配慮を求める啓発活動や、状況に応じた一定の分煙ルールが必要であると考えています。
- ◆ 一方、屋外における環境中のたばこの煙が、たばこを吸われない方に深刻な健康影響(肺がんなど)を与えているという科学的な根拠は示されておりません。
  - ◆ 受動喫煙の慢性疾患への影響については、空気が滞留しやすい屋内環境においてもはつきりしない問題です。
  - ◆ 屋外においては、たばこ煙は屋内以上に急速に拡散・希釈するため、周囲の方が吸い込む量は極めて微量となります。
  - ◆ 開放的な屋外環境において、深刻な健康影響予防として、たばこの煙のみを取り上げることが必要となる科学的根拠は示されておりません。

# 12)新宿区の取組

区内全域路上喫煙禁止・喫煙スポットを設置しています

区内の路上に現在8箇所の喫煙スポット(新宿区路上喫煙禁止除外場所)を設け、喫煙者を誘導しています。

## ・新宿駅東口喫煙スポット

新宿駅東口広場(新宿三丁目38番先)

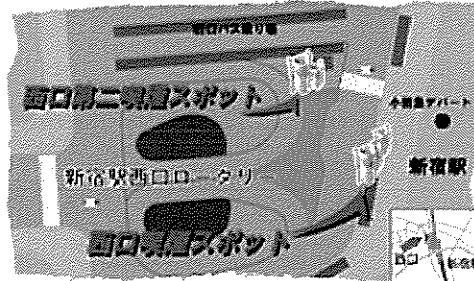


東口喫煙スポット移転のお知らせ(平成25年2月28日)

## ・新宿駅西口喫煙スポット

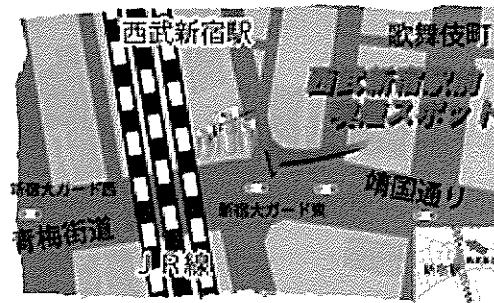
## ・新宿駅西口第二喫煙スポット

新宿駅西口地上歩道・新宿駅西口地上ロータリー内(西新宿一丁目1番先)



## ・西武新宿駅前喫煙スポット

靖国通り大ガード構(歌舞伎町一丁目30番先)



## ・新宿駅東南口喫煙スポット

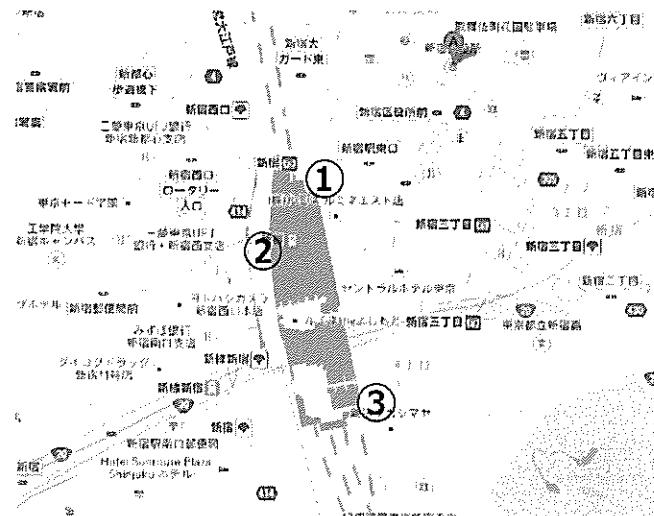
新宿駅東南口広場・Flags前(新宿三丁目37番先)



# 13)新宿駅の喫煙所事例

新宿駅

乗降客数：約330万人／日（JR/京王/小田急/都営地下鉄/東京メトロ）



①東口



②西口



③東南口

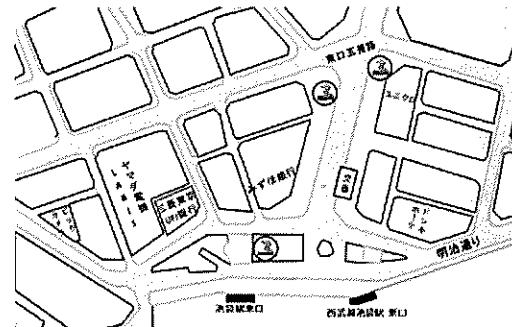


# 14) 豊島区の取組

## 区指定喫煙所

豊島区では、指定喫煙所を池袋駅周辺に複数設置しています。路上分煙の徹底にご理解とご協力をお願いいたします。

### 指定喫煙所(池袋駅東口周辺) MAP



### 指定喫煙所(池袋駅西口周辺) MAP



## 路上喫煙に関するQ&A

### [質問] どうして区内全域で路上喫煙を規制するのですか？

「たばこの火で危ない思いをした」「子どもと歩いていてたばこの火が怖い」「服を焦がされた」など、多くの苦情が寄せられており、安全で快適な歩行者空間づくりが求められていました。日本一の高密都市である豊島区では、路上での喫煙が、他人へ危険を及ぼす可能性が非常に高いため、安全・安心の観点から全域で路上喫煙を禁止しました。

### [質問] 路上喫煙とはどんな行為ですか？

道路でたばこを吸ったり、火のついたたばこを持つことです。歩きたばこはもちろん、立ち止まっての喫煙、携帯用吸い殻入れを使用しての喫煙、自転車・自動二輪車などに乗車中の喫煙も路上喫煙に該当します。

### [質問] 喫煙できる場所はありますか？

池袋駅周辺には、区の指定喫煙所が、その他の地域には灰皿ボランティア制度に登録されている店舗の吸い殻入れがあります。また、店舗等の敷地内で適正に管理されている吸い殻入れを利用することは可能です。

### [質問] 公園での喫煙はできますか？

公園では、吸い殻入れのある場所のみ喫煙することができます。児童遊園は禁煙ですので、喫煙することはできません。

## 吸い殻入れを設置している皆さまへ

- 吸い殻入れは道路上に設置できませんので、必ず敷地内に設置してください。  
(区との協定に基づく灰皿ボランティア制度の吸い殻入れは除きます)
- 吸い殻入れの定期的な清掃に努めていただきますようお願いします。